

第 3 5 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

（提案理由）

この案は、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき提出します。